

伴走支援型特別保証制度

令和6年1月災害関係特例(令和6年能登半島地震に限る)が追加されました!!

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の皆さまに対する早期の経営改善等を促すため、金融機関が継続的な伴走支援を実施すること等を条件に、信用保証料の一部を国が補助する全国統一の保証制度として創設されました。

【伴走支援型特別保証制度の主な特徴】

1 経営行動計画書の策定と伴走支援

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の皆さまが、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者の皆さまに継続的な伴走支援を行います。

2 保証料の一部を国が補助

保証料の一部を国が補助するため、中小企業者の皆さまのご負担が軽減されます。詳しくは裏面をご覧ください。
※条件変更保証料は補助対象外です。

3 フォローアップ

金融機関は、原則として5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の皆さまの経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況の報告を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な経営支援が行われます。
なお、一定の改善があった中小企業者の皆さまについては、フォローアップの回数が年1回となります。



保証条件や宮城県・仙台市融資制度については裏面をご覧ください。

経営相談・保証制度のお問合せ先

本店営業部保証一課	TEL022-225-6421
本店営業部保証二課	TEL022-225-6422
仙台東支店	TEL022-783-9021
白石支店	TEL0224-25-2135
大崎支店	TEL0229-22-0722
石巻支店	TEL0225-22-4178
気仙沼支店	TEL0226-22-1972
経営支援部経営支援課	TEL022-225-5230

LINE
友だち追加



項目	全国統一保証制度 伴走支援型特別保証	宮城県 経営安定資金保証制度 伴走支援型特別資金	仙台市 中小企業育成資金保証制度 伴走支援関連
申込人 資格要件	<p>次の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定 SN4号 を受けていること</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定 SN5号 を受けていること</p> <p>(3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(4) 激甚災害(令和六年能登半島地震による災害に限る)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。</p> <p>※(4)の取扱いについては「全国統一保証制度 伴走支援型特別保証」に限る。</p>		
保証限度額	1億円		8,000万円
保証割合	(1)、(4) : 全部保証(100%保証) (2)、(3) : 責任共有対象(80%保証) 但し、100%保証の既往借入金を同額以下借換する場合は、100%保証		
対象資金	(1)、(2) 経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金) (3) 事業資金(運転資金・設備資金) (4) 事業の再建に必要な事業資金(運転資金・設備資金)		
対象金融機関	約定締結金融機関	県との覚書締結金融機関	仙台市との覚書締結金融機関
貸付形式	証書貸付又は手形貸付		
返済方法	一括又は分割返済		
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)但し、一括返済の場合は1年以内		
保証料率	(1)、(2)、(4) 借入金額に対し0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) (3) 借入金額に対し2.20%~0.45% (経営者保証免除対応を適用する場合2.40%~0.65%) ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用されません		
保証料補助	(1)、(2)、(4) 中小企業者は一律0.2%相当額の負担 となります (差分は国が補助します) (3) 中小企業者は1.15%~0.2%相当額の負担 となります (差分は国が補助します) ※条件変更保証料は補助対象外です		
担保	必要に応じて提供していただきます		
保証人	必要となる場合がある。但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しません。(保証料率が0.2%上乗せとなります。)		
貸付利率	金融機関所定利率(利子補給なし)	(固定)1.60%以下(利子補給なし)	(固定)1.30%(利子補給なし)
添付資料	経営行動計画書(経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書) (1)(2) 認定書 (3) ①: 売上高減少要件確認書 ② i ~ iii : 売上高総利益率減少要件確認書 ② iv ~ vi : 売上高営業利益率減少要件確認書 (4) 罹災証明書(令和六年能登半島地震によるものに限る)		
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたもの ただし、(4)については上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から災害関係保証の適用期限までに融資実行されたもの		
借換の特例	新型コロナウイルス感染症に係る危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に実行されたSN5号(80%保証)を既往借入金の範囲額でSN4号(100%保証)で借換えることは可能。		